

大学の教育研究上の目的に関すること

【「宝塚医療大学学則」から抜粋】

(目的)

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成することを目的とする。

【「宝塚医療大学保健医療学部規則」から抜粋】

(教育研究上の目的)

第3条 学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次に掲げるとおりとする。

(1) 保健医療学部

人間性豊かな幅広い教養、高い倫理観、高い創造性、理論的思考力、問題発見・解決の能力、生涯にわたり学び続ける意思と能力などを身につけることのできる教育を行い、医療技術専門職として強い使命感と責任感を有し、コミュニケーション能力が高く、患者との間に良好な信頼関係が樹立できる能力を持ち、さらに、医療に係わる最新の専門的知識、先端医療科学にも対応できる能力を持って、医療チームの一員として医療を支援できる医療技術者、並びに運動を通じて健康の維持・管理を行い、生活習慣病の予防、QOL（生活の質）の向上を図ることのできる運動健康指導者や学校管理下における挫傷・打撲、骨折、捻挫の怪我等による不足の事態に的確な応急処置ができる者の育成を図ることを目的とする。

(2) 理学療法学科

医療人としての高い倫理観と理学療法に関する専門知識・技術、幅広い視野を持ち、患者から信頼され地域医療に貢献できる理学療法士、更に、理学療法に関する研究能力を有する理学療法士を養成する。

(3) 柔道整復学科

豊かな人間性を培い、基礎医学を背景に関する幅広い専門的学問を修得し、柔道整復の施術を安全に遂行する能力を有し、更に、柔道整復に関する研究能力を有する柔道整復師を養成する。

(4) 鍼灸学科

人間の尊厳を理解し、東洋医学の豊かな知識と技術を持ち、現代医学的な診断・治療の臨床能力を有し、更に、鍼灸に関する研究能力を有する鍼灸師を養成する。